

答 申 第 6 6 号
平成 1 8 年 1 0 月 2 5 日

千葉県知事 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 原 田 三 朗

異議申立てに対する決定について（答申）

平成18年2月10日付け保指第958号による下記の諮問について、別添のとおり
答申します。

記

平成17年12月1日付けで異議申立人から提起された平成17年11月25日付け
保指第706号で行った自己情報不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が、平成17年11月25日付け保指第706号で行った自己情報不開示決定（以下「原処分」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。
実施機関の判断は妥当である。

2 異議申立ての経緯

異議申立人は、平成17年11月7日付けで実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、「あき子ホットライン（△/△、□/□）の調査は別添の資料から今週中に終了することがわかる一切の書類及び回答についてわかる一切の書類」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

本件請求に対して実施機関は、「開示請求に係る個人情報を記録する行政文書を保有していない」として、原処分を行ったため、異議申立人は、平成17年12月1日付けで実施機関に対して異議申立てを行ったものである。

3 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、原処分の取消しを求めるものである。

(2) 異議申立ての理由

あき子ホットラインFAX（○.△.△付、○.□.□付）の調査を県知事から指示された保険指導課が○○町の国の国保調整交付金の不正受給に加担していたため調査せず放置しているのを、県職員が黙認しているはずがない。

○○地方の朝刊で報道されたのが国（厚生労働省国保課、会計検査院）にも知られているのに保険指導課が上記の対応をしているのを県職員が黙認しているはずはない。

何かしら文書があるはずだ。

4 実施機関の説明要旨

保険指導課は、○年△月△日付け「あき子ホットライン」について、同年▲月▲日に、また、同年□月□日付け「あき子ホットライン」について、同年■月■日に知事室から送付を受けた。

保険指導課は、その内容について調査を行い、その結果を●年●月●日付け保指第○○号で、異議申立人に対し回答しているところであるが、同年11月7日付け自己情報開示請求が行われた時点では、請求の対象となる行政文書は作成又は取得していない。

5 審議会の判断

(1) 本件請求の内容について

本件請求は、「あき子ホットライン（△/△、□/□）の調査は別添の資料から今週中に終了することがわかる一切の書類及び回答についてわかる一切の書類」の開示を求めるというものである。

自己情報開示請求書に「(保指分両室)」と表記されていることや、実施機関の説明及び異議申立人の主張の内容から判断すると、本件請求は、その実質において、「〇〇町の国民健康保険事業等の違法行為を保険指導課は見過ごしており、知事はすみやかに調査すべきである」とする異議申立人のあき子ホットラインを用いた申出（以下「本件ファックス」という。）に対し、平成 17 年 11 月 12 日までに調査が終了することを前提とした、保険指導課介護保険室及び同課国保指導室における調査スケジュール表や調査項目、調査先等及び異議申立人に対する回答に係る行政文書を求めているものと思われる。

(2) 開示請求対象文書の不存在について

実施機関の説明によると、本件ファックスに対する調査回答は●年●月●日付けで異議申立人に対し行われたが、当該調査は平成 17 年 11 月 12 日までに終了の予定にはなっていなかった。

従って、平成 17 年 11 月 12 日までに調査が終了することを前提とした、保険指導課介護保険室及び同課国保指導室における調査スケジュール表や調査項目、調査先等及び異議申立人に対する回答に係る行政文書は作成されていないとする実施機関の説明に不合理な点は見当たらない。

(3) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

異議申立人及び実施機関双方のその他の主張は、原処分の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は別紙のとおりである。

別紙

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成18年 2月10日	諮問書の受理
平成18年 4月26日	実施機関の理由説明書受理
平成18年 9月11日	審議（第144回審議会）
平成18年10月16日	審議（第145回審議会）